

吹田市成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に資する事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に資する事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例（平成25年吹田市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(成長産業特別集積区域の区域)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める区域の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 大阪大学地区 吹田市山田丘
- (2) 国立循環器病研究センター跡地地区 吹田市藤白台5丁目7番
- (3) 北大阪健康医療都市 吹田市岸部新町6番

(事業計画の提出等)

第4条 条例第3条第1項の事業計画の提出は、成長産業事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款、会則又はこれらに類する書類
- (2) 大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号。以下「府条例」という。）第4条第1項の認定を受けた事業計画書の写し
- (3) 成長産業特別集積区域内において新たに取得する固定資産の図面及び新たに行う設備投資の内容を確認することができる仕様書等
- (4) 市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する場合にあっては、条例第3条第1項の認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「認定申請前事業年度」という。）の末日における市内の事務所等の雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、期間の定めのない労働契約を締結しているものをいう。以下「市内雇用者」という。）の数を確認することができる書類
- (5) 市内に事務所等を有する場合にあっては、認定申請前事業年度の末日における市内の事務所等の従業者（吹田市市税条例（昭和25年吹田市条例第121号）第15条の2第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）の数（以下「市内従業者数」という。）を確認することができる書類
- (6) 市内に事務所等を有する場合にあっては、認定申請前事業年度の末日における

市内の事務所等の床面積（以下「市内事務所等床面積」という。）を確認することができる書類

(7) 市税の滞納がないことを証する書類

2 市長は、条例第3条第1項の認定をしたときは、成長産業事業計画認定書を交付するとともに、認定成長産業事業法人の名称及び認定成長産業事業の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（認定事業計画の変更の届出）

第5条 府条例第5条第1項の認定成長産業事業計画の変更の認定を受けた認定成長産業事業法人は、速やかに、事業計画変更認定届により市長に届け出なければならない。

（認定成長産業事業の開始の届出等）

第6条 条例第4条の認定成長産業事業の開始の届出は、事業の開始後速やかに、認定成長産業事業開始届により行うものとする。

2 条例第4条の固定資産の供用の開始の届出は、供用の開始後速やかに、認定成長産業事業用固定資産供用開始届にその内容を確認することができる書類を添えて行うものとする。

3 市長は、条例第4条の確認をしたときは、その旨を前2項の届出書の写しに付記して返付するものとする。

（認定成長産業事業の実績の報告）

第7条 条例第5条第1項の認定成長産業事業の実績の報告は、次に掲げる事項を記載した認定成長産業事業実績報告書により行うものとする。

(1) 成長産業特別集積区域において認定成長産業事業を実施していること。

(2) 決定を受けようとする税目ごとの認定成長産業事業割合

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第1号に掲げる事項を証する書類

(2) 当該報告に係る事業年度（以下「報告事業年度」という。）の末日における市内雇用者の数を確認することができる書類

(3) 報告事業年度の末日における市内従業者数及び認定成長産業事業に従事する従業者の数（以下「認定成長産業事業従業者数」という。）を確認することができる書類

(4) 報告事業年度の末日における市内事務所等床面積及び認定成長産業事業の用に供する事務所等の床面積（以下「認定成長産業事業用事務所等床面積」という。）を確認することができる書類

(5) 風俗営業等を営んでいない旨の申立書

(6) その他市長が必要と認める書類

（市税の特例の適用を受けるための要件）

第8条 条例第5条第2項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる認定成長産業事業法人の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 報告事業年度の末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以下である認定成長産業事業法人、同日において中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものである認定成長産業事業法人及び同日において会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に掲げる会社以外の法人である認定成長産業事業法人 同日における市内雇用者の数が認定申請前事業年度の末日における市内雇用者の数に比して減少していないこと。

(2) 前号に掲げる認定成長産業事業法人以外の認定成長産業事業法人 報告事業年度の末日における市内雇用者の数が認定申請前事業年度の末日における市内雇用者の数に比して、次に掲げる認定成長産業事業法人の区分に応じてそれぞれ次に定める数以上増加していること。

ア 資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、10億円以下の認定成長産業事業法人 5人

イ 資本金の額又は出資金の額が10億円を超え、50億円以下の認定成長産業事業法人 10人

ウ 資本金の額又は出資金の額が50億円を超える認定成長産業事業法人 20人

（固定資産の状況の報告）

第9条 条例第5条第3項の固定資産の状況の報告は、毎年1月8日までに、次に掲げる事項を記載した認定成長産業事業用固定資産状況報告書により行うものとする。

- (1) 当該報告に係る固定資産を条例第3条第1項の認定を受けた日以後に取得し、当該取得した日から引き続き所有していること。
- (2) 当該報告に係る固定資産を認定成長産業事業の用に供した日から引き続きその用に供していること。
- (3) 決定を受けようとする認定成長産業事業割合

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 売買契約書の写し、売買代金の領収書の写しその他の当該報告に係る固定資産の取得の事実を証する書類
- (2) 土地及び家屋にあつては、登記事項証明書
- (3) 家屋にあつては、平面図
- (4) 償却資産にあつては、その名称、種類、価額等を記載した償却資産明細一覧表
- (5) 風俗営業等を営んでいない旨の申立書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（認定成長産業事業割合の算定）

第10条 法人の市民税及び事業所税の従業者割に係る認定成長産業事業割合は、報告事業年度の末日における市内従業者数から認定申請前事業年度の末日における市内従業者数を控除した数（その数が0を下回るときは、0とする。）又は報告事業年度の末日における認定成長産業事業従業者数のいずれか少ない数を報告事業年度

の末日における市内従業者数で除して得た割合とする。

2 固定資産税に係る認定成長産業事業割合は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 家屋の敷地の用に供されている場合 当該家屋の認定成長産業事業の用に供する部分の床面積を当該家屋の床面積で除して得た割合

イ 償却資産のみが設置されている場合 認定成長産業事業の用に供する償却資産が設置されている部分の面積を当該土地の面積で除して得た割合

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 0

(2) 家屋 認定成長産業事業の用に供する部分の床面積を当該家屋の床面積で除して得た割合

(3) 償却資産 10分の10

3 事業所税の資産割に係る認定成長産業事業割合は、報告事業年度の末日における市内事務所等床面積から認定申請前事業年度の末日における市内事務所等床面積を控除した面積（その面積が0を下回るときは、0とする。）又は報告事業年度の末日における認定成長産業事業用事務所等床面積のいずれか少ない面積を報告事業年度の末日における市内事務所等床面積で除して得た割合とする。

（認定成長産業事業割合の決定）

第11条 市長は、条例第5条第2項又は第4項の決定をしたときは、認定成長産業事業割合決定書を交付するものとする。

（認定成長産業事業の譲渡の届出）

第12条 府条例第9条第1項の認定成長産業事業の譲渡の認定を受けた認定成長産業事業法人は、速やかに、認定成長産業事業譲渡認定届により市長に届け出なければならない。

（認定成長産業事業の廃止等の届出）

第13条 府条例第10条第1項の認定成長産業事業の廃止又はその全部の譲渡の届出をした認定成長産業事業法人は、速やかに、認定成長産業事業廃止等届により市長に届け出なければならない。

2 府条例第10条第2項の認定成長産業事業の休止又は再開の確認を受けた認定成長産業事業法人は、速やかに、認定成長産業事業休止届又は認定成長産業事業再開届により市長に届け出なければならない。

（申請書等の様式）

第14条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、税務部長及び都市魅力部長が協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。